

**令和7年度観光季刊誌「北陸物語」制作業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、令和7年度 観光季刊誌『北陸物語』の制作業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 令和7年度観光季刊誌『北陸物語』制作業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度観光季刊誌『北陸物語』制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）
- (4) 予算額（業務委託費）の上限
4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※上記予算額は契約時の予定額を示すものではありません。

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 富山県・石川県・福井県（以下、「北陸三県」という。）内に本社、支社または営業所を有する法人であり、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店、若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及

- びその者を代理人、支配人その他 の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 国税または地方税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ソ 本プロポーザルの募集開始の日から委託先候補者の決定までの間に、北陸三県、北陸三県の観光連盟・観光推進機構、JR西日本及び北陸経済連合会（以下、「北陸三県誘客促進連携協議会構成員」という。）により指名停止又は指名保留の措置を受けている者

4 委託業者選定方法

提出された企画提案書に基づき書面審査をし、業者を決定します。

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書（様式第1号）を令和7年6月4日（水）17時までに株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ北陸支社（以下、全ての書類の提出先を同様とする）に提出してください。

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、6月16日（月）17時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書（様式第2号）を6月12日（木）17時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、6月13日（金）までに回答します。

(3) 受け付けない質問項目

- ア 審査基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) 到達確認

(1)、(2) いずれも必ず電話で到達を確認してください。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの申し込みをされた事業者は、電子メールにより、次の①～⑤の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

① 企画提案書（表紙に様式第3号を付すこと）

「審査基準」を参照のうえ、別紙仕様書に定める北陸物語のコンセプトに沿った企画提案内容の詳細を記載してください。

② デザイン案

以下のものを提出して下さい。3種とも1案のみ提出可能とします。

・表紙

・中面、見開き3頁（計6頁分） 内容は「秋の北陸」をテーマに制作

・中面、見開き1頁（計2頁分） 内容は「冬の食」をテーマに制作

※デザインは、前項により提出する企画提案内容を踏まえたものにする事。

③ 経費見積書

企画内容に即してできるだけ詳細に明記してください。

※見積額（税込）が予算額（4,000千円）を超える場合は失格とする。

④ 業務実施体制報告書（任意様式）

会社概要、及び責任者氏名、職務経歴、人員配置並びに実施体制など、業務の一部を外注する場合はその内容も含めて記載してください。

⑤ 業務実績（様式第4号）

官公庁及び民間等の主な受注実績（特に観光関係）

主な事例を2～3点程度記載し、その概要がわかる資料があれば添付してもよい。

(2) 提出場所 〒920-0031 石川県金沢市広岡1丁目1-18 金沢KSビル2F
株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ北陸支社 担当：小島
メールアドレス：r-kojima@jcomm.co.jp

会社電話番号：076-262-5606

携帯電話番号：080-9177-4797

(3) 提出期限 令和7年6月18日（水）正午【必着】

(4) 提出方法 電子メール

※全てPDFファイルで提出してください。

※メール送信後、上記担当に到着確認の電話を行ってください。

7 委託候補者の選定方法

提出された企画書等の書類の内容を书面審査し、以下の審査基準から総合的に評価を行った結果、合計得点が最も高得点を獲得した事業者を候補者とします。

ただし、上記「2（4）予算額の上限」の委託費の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

審査基準	審査内容	配点
1 基本的な姿勢		
理解・意欲	仕様書に記載の <u>コンセプト</u> を十分把握し理解しているか。また、制作にあたり、 <u>取り組み意欲</u> が十分に認められるか。	10点
2 コンセプトの実現性		
北陸への旅行を促す訴求力	北陸三県の魅力を効果的に伝える <u>構成能力、工夫・アイデア</u> があるか。	15点
旅行効果の最大化	観光季刊誌を通じて北陸三県の <u>周遊促進や滞在時間の延長、再来訪</u> が期待できるか。	15点
北陸のブランディング	「食」など、 <u>北陸三県共通の魅力</u> を把握するとともに、それらを活用した「北陸」の <u>ブランディングを推進</u> できる内容となっているか。	15点
独自提案	仕様書に定める業務に係る独自の <u>提案が魅力的かつ効率的なもの</u> となっているか。 <u>仕様書に定めのない新たな提案</u> について魅力的な内容となっているか。	5点
3 表現力		
デザイン能力	<u>ターゲットとなるF1・2層を意識した写真やイラスト、キャッチコピー、レイアウト等に関する工夫が効果的であるか。</u>	25点
4 実施体制		
業務の実施体制	本事業の実施体制として、事業を遂行するうえで十分な体制が整っているか。	10点
業務実績	本業務の発注先として、業務遂行能力があると認められる実績があるか。	5点
合 計		100点

8 契約

採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

9 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
- ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（北陸三県誘客促進連携協議会構成員及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、北陸三県誘客促進連携協議会に帰属するものとします。
- (8) 本プロポーザルの結果は採用・不採用に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）をもって通知します。

10 スケジュール

令和7年6月4日（水）17時	プロポーザル参加申込書提出期限
6月12日（木）17時	質問書提出期限
6月18日（水）正午	企画提案書等提出期限
6月19日（木）以降	書面審査
6月下旬（予定）	審査結果通知、契約締結

11 お問い合わせ先

〒920-0031 石川県金沢市広岡1丁目1-18 金沢KSビル2F
株式会社JR西日本コミュニケーションズ北陸支社 担当：小島
メールアドレス：r-kojima@jcomm.co.jp
会社電話番号：076-262-5606
携帯電話番号：080-9177-4797